

平成 28 年 9 月 29 日
28 (達) 第 21 号
(改正) 平成 30 年 3 月 28 日
29 (達) 第 52 号
(改正) 令和 3 年 3 月 24 日
令 02 (達) 第 49 号

利害関係者等との接触に関する留意事項について

(目的)

第 1 条 この達は、役員及び機構と雇用関係にある職員等(以下「役職員等」という。)が役職員倫理規程(17(規程)第 47 号。以下「規程」という。)第 4 条第 3 項に規定する利害関係者並びに国会議員及び地方議会議員(以下「利害関係者等」という。)と職務に関し接触する場合における留意事項を定め、職務遂行の公正さに対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(留意事項)

第 2 条 役職員等は、利害関係者等との接触において規程及び次の各号に掲げる留意事項を遵守しなければならない。

- (1) 利害関係者等と接触する場合には、「機構役職員としての自覚」を持って誠実に接すること。
- (2) 利害関係者等と接触する場合は、原則として複数名で対応すること。ただし、業務用カウンター等開放されたスペースにおいて接触する場合は、この限りでない。
- (3) 役職員等は、やむを得ず単独で利害関係者等と接触する場合には、原則として事前に上司の了解を得るものとする。
- (4) 利害関係者等との接触は、原則として機構内会議室等で行うこと。ただし、事前に上司の了解を得た場合は、この限りでない。
- (5) 役職員等は、利害関係者等と職務に関し接触した場合、その概要を記録しなければならない。なお、記録として残すべき利害関係者等との接触については、総務部長が別途定める。
- (6) 記録については、総務部にて取りまとめ公表する。また、記録及び公表を行うことは、あらかじめ利害関係者等に明示しなければならない。
- (7) 役職員等は、利害関係者等との接触において、機構の諸規程等への抵触その他コンプライアンス上の問題が発生又はそのおそれがあると認められた場合、通報規程(17(規程)第 45 号)第 3 条に基づき速やかに総務部長へ通報しなければならない。

(補足)

第 3 条 この達の運用に関し必要な事項は、総務部長が別に定めることができる。

附 則

この達は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29（達）第 52 号）

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日 令 02（達）第 49 号）

この達は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。